



北谷町都市計画 マスタープラン

Chatan-Town MasterPlan

2023-2042





北谷町都市計画 マスタープラン

Chatan-Town MasterPlan

2023-2042

ごあいさつ

北谷町は、これまで「ニライの都市」をまちづくりの基本理念に掲げ、各施策に取り組んでまいりました。都市計画マスタープランは、目指すべき都市像とまちづくりの基本的な方針を定めるものであり、本町においては、平成6年3月、平成12年5月、平成19年3月に策定しており、今回で四度目の策定となります。



前回の策定から16年が経過し、この間の社会情勢は、人口減少・少子高齢化の進行、情報通信技術の著しい進展、頻発・激甚化する自然災害の発生とそのリスクへの対応、脱炭素社会の実現に向けた取組、働き方や住まい方の多様化など、大きく変化してきています。

また、本町においては、平成15年3月に返還されたキャンプ桑江北側の跡地利用が進展し、町土の中心に役場庁舎をはじめとする新たな拠点が形成されており、さらに、今後も返還が予定されている駐留軍用地の跡地利用については、本町の目指す都市像を基本としつつ、近隣市町村との広域的な相互連携も考慮した都市づくりが必要となります。このような本町を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、新たな都市計画マスタープランを策定いたしました。

本都市計画マスタープランでは、地域実情を踏まえた土地利用及び市街地整備の方針のほか、都市活動を支える道路網及び公共交通網の形成、自然環境の保全、良好な都市景観の形成並びに安全・安心な暮らしなどに関する方針を定めるとともに、今後も引き続き町民、事業者、NPO及びボランティア団体の皆様など多様な主体が関わる協働のまちづくりを目指すことを方針に掲げております。

本都市計画マスタープランに基づき、これまで築き上げてきた都市環境を維持しながら、持続可能な都市づくりに誠心誠意取り組んでまいり所存でございますので、町民の皆様におかれましても、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本都市計画マスタープランの策定にあたりまして、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆様をはじめ、専門的な見地からご意見をいただきました北谷町都市計画マスタープラン外部検討委員会及び北谷町都市計画審議会の委員の皆様並びに多くの関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和5年（2023年）3月
北谷町長 渡久地 政志

目次構成

序章 都市計画マスタープランの基本事項	1
1. 都市計画マスタープラン策定の背景と目的	1
2. これまでの計画と今回の見直しの視点	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の対象範囲	3
5. 計画期間	3
第1章 北谷町の現状と課題	4
1. 北谷町の現状	4
2. 都市づくりの変遷	14
3. 都市づくりの潮流	17
4. 都市づくりの課題	20
第2章 都市づくりの基本目標	24
1. 将来都市像	24
2. 都市づくりの基本目標	25
3. 人口フレーム	28
4. 将来都市構造	29
第3章 都市づくりの分野別方針	34
1. 土地利用・市街地整備方針	34
2. 都市交通体系に関する方針	39
3. 持続可能な都市環境形成に関する方針	44
4. 魅力ある都市づくりに関する方針	49
5. 健やかで安全・安心な暮らしに関する方針	54
第4章 都市づくりの地域別方針	58
1. 中央地域	60
2. 北部地域	70
3. 東部地域	76
4. 南部地域	84
5. 西部地域	92
第5章 計画の実現に向けて	99
1. 都市づくりの推進に向けた取組	99
2. 都市計画マスタープランの評価や改定について	101
資料編	102
1. 用語集	102
2. 数値でみる地域の姿	106
3. 策定（改定）までの流れ	108
4. 策定（改定）体制と住民参画	109

北谷町都市計画マスタープランの構成

序章

都市計画マスタープランの基本事項 都市計画マスタープランの目的や今回の見直しの視点などを示しています。

第1章

北谷町の現状と課題 北谷町の特性や都市づくりの経緯、現状と課題などを示しています。
※概要版では省略しているため、本編において確認してください。

第2章

都市づくりの基本目標 都市整備に関する都市づくりの目標と将来都市構造などを示しています。

将来
都市像

人とまちがひとつにつながり
多彩な価値やライフスタイルを持続的に創造する
「ニライの都市（まち）」

【基本目標1】

高度な都市機能が集積する
中心市街地の形成により、
人・地域・情報の交流が進むまち

【基本目標2】

賑わいと持続的な活力に
あふれるまち

【基本目標3】

安全・安心、かつ快適で質の高い
住環境が整うまち

【基本目標4】

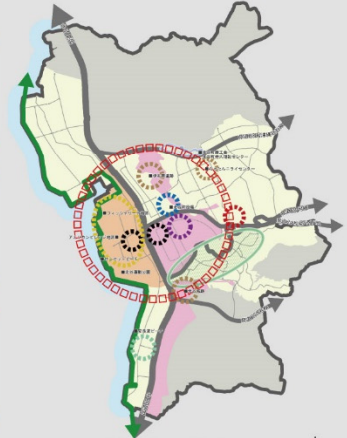
循環型社会の実現が進み、
人と自然が共生するまち

【基本目標5】

受け継がれる歴史・伝統と
新しい文化が融合し、
新たな価値を創出するまち

【基本目標6】

多様な主体による共創のまち



都市づくりの目標

将来都市構造

第3章

都市づくりの分野別方針 2章の都市づくりの目標に向けた各分野の取組の方向性を示しています。



土地利用・
市街地整備



都市交通



水・緑・環境



景観・歴史文化
・観光



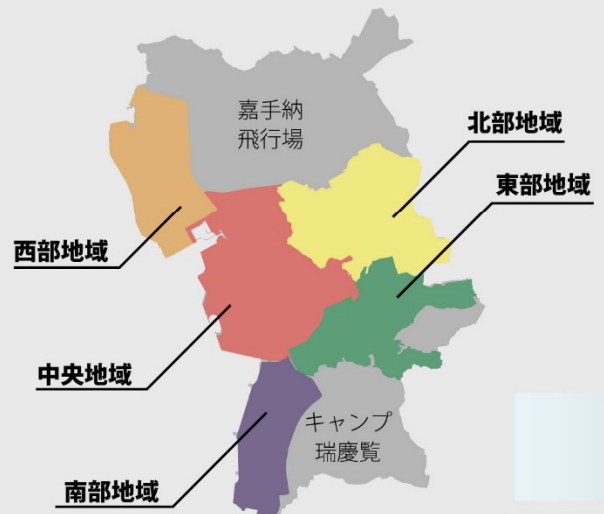
防災・福祉
健康増進

第4章

都市づくりの地域別方針

地域のまちづくりの方向性を示しています。

地域名	行政区
中央地域	美浜区（陸軍貯油施設第一桑江タンク・ファームを含む）、宇地原区（キャンプ桑江南側地区）
北部地域	上勢区、桃原区、栄口区、桑江区
東部地域	謝荻区、北玉区（キャンプ瑞慶覧施設技術部地区内の倉庫地区の一部を含む）、宇地原区
南部地域	北前区（インダストリアル・コリドー地区を含む）
西部地域	宮城区、砂辺区
軍用地	嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧



第5章

計画の実現に向けて 各施策を展開する際の基本的な考え方を示しています。

1 土地利用・市街地整備方針

- (1) 立地特性を活かした戦略的な土地利用の推進
- (2) 合理的できめ細やかな土地利用の推進
- (3) 良質な住環境の形成に資する市街地整備



2 都市交通体に関する方針

- (1) 都市活動を支える体系的な道路網の整備
- (2) 誰もが移動しやすい公共交通ネットワークの確保
- (3) 車に頼りすぎない「人」中心の交通環境の形成
- (4) 道路のもつ多面的な機能の活用と安全性の確保



3 持続可能な都市環境形成に関する方針

- (1) 市街地におけるうらおいの確保
- (2) 水とみどりの保全・再生
- (3) 市街地の脱炭素化に向けた取組
- (4) 衛生的で快適な都市環境の確保
- (5) 環境教育や啓発



4 魅力ある都市づくりに関する方針

- (1) 良好な都市景観の形成
- (2) 文化創造のまちづくり
- (3) 観光と交流を促進するまちづくり



5 健やかで安全・安心な暮らしに関する方針

- (1) 誰もが住み続けたいと思うまちづくり
- (2) 災害に強い都市づくり



1 中央地域

まちを行き交う人々が
安心・快適に過ごせ
ちやたんのポテンシャルが
最大化された
活力と交流を生み出すまち

2 北部地域

子どもからお年寄りの
誰もが憩える場があり
安全・安心で
人のつながりを実感できるまち

3 東部地域

豊かな自然と人の輪（和）が
織り成す
おだやかで魅力ある
生活空間が整っているまち

4 南部地域

海辺のまちで暮らし・
集う人々みんなが
安心して過ごせるまちづくりの
なかで
子ども達が輝き、
あいさつが飛び交うまち

5 西部地域

生活空間と防災に強い
仕組みが整い
笑い声と波の音が響く 花と緑
があふれるまち

